北名古屋市監査公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第12項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成30年10月12日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

30 北社第1616号 平成30年10月1日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様 北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 長 瀬 保 (公 印 省 略)

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成30年9月10日付け30北監第46号で財政援助団体等監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

1 【指摘事項】

<師勝福祉会>

- (1) 非正規職員の雇用通知について、継続雇用されている者の中に通知書の控えが 見当たらないものがあった。
- (2) 生活介護サービス提供実績記録票について、一部の利用者の記録票が見当たらなかった。

2 【措置状況】

<師勝福祉会>

- (1) 指摘事項については、非正規職員全員分の通知書の控えを再度確認するように 指導し、書類を整えました。
- (2) 指摘事項については、利用者へ記録票の確認及び回収を徹底するように指導しました。又、社会福祉課が行う社会福祉法人指導監査時にも確認を行い、是正及び指導内容が順守されているか確認を行います。

3 【監查委員意見】

<所管課:社会福祉課>

社会福祉法人について、地方自治法の出納閉鎖時期と社会福祉法の決算承認時期が異なることから、指定の期限内に実績報告書を提出することが困難であるため、 規定の改正を含め、事業内容の適正性を確認できるよう事務処理方法を検討されたい。

4 【措置状況】

<所管課:社会福祉課>

決算承認については、今後、理事会終了後に決算見込書として指定の期限内(出納閉鎖前)の提出を求め事業内容の適正性を確認し、評議委員会の終了後、承認を受けた決算書を速やかに査収します。